

仕 様 書

- 1 件 名 曾谷6丁目ゲートボール場撤去修繕
- 2 施行場所 市川市曾谷6丁目1739番地、1740番地
- 3 施工時間 午前9時から午後5時まで
- 4 施工期間 契約日の翌日から平成31年3月8日まで
- 5 担当部署 福祉部地域支えあい課
- 6 修繕内容 ゲートボール場を更地にするもの

名称	規格	数量	単位
高木伐採	C=20~29 cm	1	本
高木伐採	C=30~59 cm	5	本
高木伐採	C=60~89 cm	4	本
高木伐採	C=90~119 cm	2	本
高木伐採	C=120~149 cm	5	本
高木伐採	C=150 cm~	1	本
高木伐根 (機械併用)	C=20~29 cm	1	本
高木伐根 (機械併用)	C=30~59 cm	5	本
高木伐根 (機械併用)	C=60~89 cm	4	本
高木伐根 (機械併用)	C=90~119 cm	2	本
高木伐根 (機械併用)	C=120~149 cm	5	本
高木伐根 (機械併用)	C=150 cm~	1	本
既設フェンス撤去		128	m
既設ブロック撤去		143	m
鉄くず運搬処分		1	式
コンクリート殻運搬処分		14	トン
掘削		170	m ³
発生土運搬		170	m ³
発生土処理		170	m ³
ゴミ・小屋等撤去処分		1	式
重機回送費		1	式
安全費		1	式
諸経費		1	式

7 提出書類

- (1) 着手届 1部
- (2) 業務責任者届及び経歴書 1部
- (3) 施工計画書 1部
- (4) 工程表 1部
- (5) 使用材料届
- (6) 産業廃棄物管理票(マニフェスト) 1部
- (7) 施工前及び施行後写真 各1部
- (8) 完了届 1部
- (9) その他必要報告書 各1部

8 施工上の留意事項

- (1) 本修繕の施行については、事前に施工計画書及び工程表を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 受注者は、施工開始(着手)及び完了は文書により、速やかに届け出なければならない。
- (3) 受注者は、施工前及び施工後の状況を撮影して、写真にて報告するものとする。
- (4) 受注者は、施工現場において発生した物件を取りまとめて保管し、その処理については監督職員の指示を受けなければならない。
- (5) 受注者は、常に安全対策に留意し「労働安全衛生規則」等に定める現場管理を行うとともに、その他の関係法令に対しても十分留意し、事故の未然防止に努めなければならない。
- (6) 受注者は、施工現場が危険なため立ち入りを禁止する必要がある場合はあらかじめ監督職員の承諾を受けて、その区域を適切に防護するとともに立ち入り禁止標示の処理を講じなければならない。
- (7) 受注者は、本修繕にあたり、隣接住宅等に損傷・汚れ等が生じた場合は監督職員に速やかに報告し、受注者の負担により原形に復旧しなければならない。
- (8) 前各号に定める場合のほか、施工中は必要に応じて監督職員が指示する現場管理を行わなければならない。
- (9) 受注者は、本修繕にあたり、関係官公署、その他関係機関への必要な届出・手続き等がある場合は遅延なく行うこと。
- (10) 受注者は、本修繕により発生した廃棄物について、受注者の責任において適正に処分すること。
- (11) その他、ここに定めのない事項については発注者と受注者の協議によって決定するものとする。